

令和7年度 千代田区食品衛生監視指導計画の実施結果の概要

I 近年の食中毒発生傾向や過去事例に基づいて、食品衛生上、危険度の高い業種や施設に重点的に監視・指導をおこないました。

1 立ち入り回数

千代田保健所が行った対象施設への立ち入り総回数は、4,892回でした。立ち入り検査した主な内容は、以下の通りです。

- ・食中毒を発生させた9施設に対し、再発防止を目的として延べ90回の監視をしました。
- ・食中毒の原因となりやすい食品を提供していた飲食店、ふく認証施設、生食用魚介類・生食肉提供施設（対象施設数1,486軒）に対して、延べ683回の監視をしました。

(1) 一斉監視指導

一斉監視には、学校・児童福祉施設等の給食施設や大規模飲食街、区内祭礼出店者に対する監視、夏季および歳末に東京都や他の特別区と協力して実施する監視があります。

一斉監視は、延べ264件行いました。

(2) 路上営業等の監視指導

路上販売状況を把握するために、路上弁当販売監視員による監視を年85日実施し、延べ2,884回監視しました。

(3) 製造業の監視指導

製造業等（対象施設数966軒）に対して、延べ252回の監視をしました。

＊千代田区内にある食品衛生法による製造業

菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、食肉処理業、食肉製品製造業、水産製品製造業（魚肉ねり製品製造業）、冷凍食品製造業（食品の冷凍または冷蔵業）、清涼飲料水製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、添加物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業等

(4) 飲食物を扱うイベント（お祭り等）の監視指導

飲食物を取り扱うイベントは136件開催され、事前の届出内容の確認や、必要に応じて現場確認を行いました。

(5) ねずみ対策

施設監視の際に、ねずみ対策として、ごみの管理や施設周辺の衛生確保について指導するとともに、区独自のリーフレット等を交付し、注意喚起を行いました。

併せて、ねずみに関する苦情については、関係部署と連携して対応しました。

2 表示監視品目数

食品表示について、計 1,557 品目（うち輸入食品 145 品目）の食品・添加物について、食品表示法上適正な表示がなされているか、監視しました。

その結果、323 品目（違反率 20.7%）について、表示内容が法違反またはその疑いがあることを確認したため、事業者に対して是正指導を行い、必要に応じて関係自治体へ、指導依頼の通報を行いました。

Ⅱ 食品の安全性に関する情報の、積極的な提供に努めました。また保健所と区民の皆さま、および食品にかかわる仕事をしている皆さまとの間で、食品の安全性についての意見交換を行い、食品衛生に関する事業に反映しました。

1 講習会の実施

実績 合計 34 回、人数 1,078 名

そのうち、区民および在勤・在学者を対象とした講習会を 2 回開催し、67 名の受講がありました。

2 街頭活動、印刷物による情報の提供

食品衛生に関する情報提供及び、区民の皆様に緊急にお知らせする情報等について、区ホームページ、広報千代田への掲載、区施設の窓口で資料配布しました。

また、食品衛生カレンダーを 5,000 部作成し、食品事業者だけでなく、学校・社会福祉施設に送付して、各ご家庭に届けました。

令和 7 年 10 月には街頭キャンペーン向け食品衛生啓発物品 2,000 部を配布しました。

また、外国人向けの食品衛生実務テキスト（英語、中国語（簡体字、繁体字））を作成・活用し、食品衛生の向上を目的とした普及啓発を推進しました。

3 情報・意見の交換

食品衛生に関して、区民・事業者・行政の相互間で、情報・意見の交換を行いました。

令和 7 年 5 月 23 日 千代田区食品衛生推進会議

令和 7 年 7 月 22 日 第 1 回食品衛生推進員講習会

～令和 7 年 8 月 31 日

令和 7 年 11 月 21 日 第 2 回食品衛生推進員講習会

～令和 8 年 1 月 16 日

令和 7 年 12 月 令和 8 年度千代田区食品衛生監視指導計画（素案）に関する意見募集

Ⅲ 食品衛生法の違反者に対して、関係する自治体と連携して速やかに調査し、必要な場合は、厳正に処分を行いました。処分を行った場合は処分内容を、千代田区ホームページなどで公表しました。

1 食中毒・食中毒を疑う苦情や感染症などの調査

発症者や、発症者を診察した医療機関からの届出に基づき、207 施設・関係者 748 名などの調査を迅速に行い、原因究明に努めるとともに、被害の拡大を防止しました。

その結果、食中毒を発生させた9施設の飲食店事業者に対し、行政処分（営業等停止命令）を行いました。

2 食中毒事件を除く、食品衛生法違反食品などの調査

食中毒事件を除く、食品衛生法の違反もしくは違反の疑いがある食品や事業者に対して、合計 27 回（うち輸入食品 11 回）の調査・指導を行いました。

令和7年度は、食品衛生法の違反として区が販売禁止命令などの処分を行った事例はありませんでした。

3 苦情調査

令和7年度に受け付けた苦情は、計 434 件ありました。施設や事業者に対して食品の取扱い状況等を調査し、適切な処置と解決に努めました。関係事業者が区外の場合には、当該製造所または輸入者を所管する自治体へ調査を依頼しました。

問い合わせ先 千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階 生活衛生課 食品衛生係
電話 03-5211-8168、8169（直通） FAX 03-5211-8193